

瀬戸内学園職員行動基準

私たちは、「倫理綱領」に則り、自らの社会的使命、専門的役割を自覚し、利用者の支援にあたる際のより具体的な指針・規範として、行動基準を定めました。

私たちは、職員相互の主体性・多様性を尊重しつつも、常に、この「行動基準」を利用者支援の拠り所とし、利用者の「幸福追求」「権利擁護」のため努力します。

1 職務遂行上の責務・努力事項

(1) 個人の尊重

- ・利用者の個別性を理解・認識した上で支援する。
- ・利用者一人ひとりの意思を尊重し、自己実現を図る。
- ・利用者の自由な社会経済活動が保障できるように支援する。

(2) 自己選択・自己決定の尊重

- ・利用者が権利の主体者として、自分自身の行動が決定できるように支援する。
- ・利用者が情報を主体的に取り入れ、処理できるように支援する。
- ・意思表示の困難な利用者の代弁的役割りが果たせる支援をする。

(3) 情報の開示・提供

- ・自己選択・自己決定しやすくするため、個々の実態に応じた情報を提供する。
- ・日課・行事・余暇活動等のサービス内容について利用者に分かりやすく説明し、理解と同意を図りながら支援する。

(4) プライバシーの保護・保障

- ・利用者のプライバシーを最大限に尊重する。
- ・プライバシーに配慮された日課や空間が保てるよう工夫する。
- ・プライバシーを保護するための支援マニュアルを整備し徹底を図る。
- ・人権プロジェクトを中心として、職員の人権に関する意識を高めていく。

(5) 生活の安全・安心と文化的な生活

- ・快適で豊かな市民生活が送れるように、人的・物的両面から生活の質の向上に努める。
- ・事故やトラブル防止に努め、安全で安心した生活が送れるように配慮する。
- ・医療機関との連携を深め、健康の保持・増進に努める。

(6) 社会参加の促進

- ・利用者の国・地方政治への参加を支援する。
- ・地域の情報を伝え、ボランティア・関連団体との交流、公民館やサークル活動等地域の資源を活用した社会参加の支援をする。
- ・職場見学・実習、就労を通しての社会参加を支援する。
- ・当事者活動を尊重し、支援する。

(7) 地域福祉の推進

- ・誰もが豊かに生活できる地域社会の実現をめざし地域に開かれた施設・地域福祉の拠点施設となれるよう努力する。
- ・地域との交流や広報活動、地域奉仕活動を推進し、地域住民との連携を深める。

2 利用者支援の姿勢・態度

(1) 傾聴・受容・共感

- ・利用者の話や訴えをよく聞き、誠実な対応や安心感・信頼感のはぐくまれる支援に努める。
- ・受容的・共感的態度で接し、利用者の自己実現を支援する。

(2) 対等な関係

- ・常に利用者と支援者は対等であることを認識し、支援にあたる。
- ・いかなる援助過程においても利用者の人格を尊重し支援にあたる。

(3) 生活年齢及び性の尊重

- ・生活歴・生活習慣を尊重し、利用者の個別性に配慮した支援を行う。
- ・性に関する差別・偏見をなくし、共に人間として尊重され、社会の対等な構成員であることを認識し、支援にあたる。

(4) 温かな見守りと親身な支援

- ・利用者の行動やペースを尊重し、温かさやゆとりのある支援を行う。
- ・人に触れられたくない心身の介護は本人の身になって、真摯な態度で行う。

3 専門職としての支援

(1) 専門性の向上

- ・専門職としての倫理観及び知識・技術の向上に心がけ、あらゆる機会をとらえ自己研鑽に努める。
- ・研修プロジェクトの策定した研修プログラムに参加する。
- ・社会福祉士、介護福祉士・介護支援専門員等の資格取得に挑戦し、資質向上を図る。

(2) 支援技術・方法の改善、向上

- ・職員全員が利用者支援・援助に必要な技術を習得する。
- ・スーパービジョン、研修を定期的に行い、自己啓発に努める。
- ・障害者ケアマネジメント手法等を援助技術にとり入れる。

(3) チームワークと相互批判

- ・職員相互が独善と依存を排し、自主・協調の精神で職務にあたる。
- ・利用者同意のもとに本人に関する情報を共有し、自立に向けての支援効果を高める。
- ・職員は相互に啓発しあい、常に自己点検・相互点検を行い、適切な判断力や問題解決力・支援技術の向上に努める。

(4) 関係機関等との連携

- ・保健福祉・医療・労働・教育機関等との連携を図り、地域の有効な資源を活用し、利用者の健康・余暇活動・就労・社会活動等の自立支援を行う。
- ・家族・地域との信頼関係づくりに努める。

4 禁止事項

(1) 体罰・暴力・虐待・セクハラ等による肉体的精神的苦痛

- ・殴る・蹴る・身体拘束・長時間正座直立等の肉体的精神的苦痛を与える行為をしてはならない。
- ・食事抜き等の人間の基本的欲求に関わる罰を与えてはならない。
- ・強制的に髪を切る・ことばによる暴力等の精神的苦痛を与えてはならない。
- ・むやみに異性の身体に触れたり、不快感を与える言動をしてはならない。

(2) 利用者への差別

- ・障害・能力・性・年齢・私情等によって、差別的な行為をしてはならない。
- ・差別用語の使用、無視や蔑視、からかい等、利用者の人格を傷つける言動をしてはならない。
- ・利用者の日頃の言動や成育歴などをもって、予断や偏見を持ってはならない。
- ・利用者の障害や言動を嘲笑したり、興味本位で接してはならない。

(3) プライバシーの侵害

- ・業務上知り得た利用者等の情報は、在職中、退職後にかかわらず外部に決して漏らしてはならない。
- ・利用者の肖像・生育歴・生活状況等の個人情報を入前でも話したり外部に漏らしてはならない。
- ・障害の理解・啓発、研究発表、施設見学等で情報を公開・提供する場合は、事前に利用者等の了解を得なければならない。
- ・利用者のプライベートな時間や空間を侵害してはならない。
- ・緊急やむをえない場合を除き、無断で利用者の居室に入ってはならない。
- ・利用者の承諾なしに私有物を調べてはならない。
- ・通信の自由を侵してはならない。

(4) 人格無視

- ・支援にあたっては、それが支援者の恣意による一方的なものであってはならない。
- ・支援職員の自己判断で薬物を飲ませてはならない。
- ・利用者からの話しかけ、要求等は無視したり、命令調で話しかけたり、大声で叱責したり、恐怖感を与えたり、高圧的な態度で接してはならない。
- ・呼び捨て、年齢にふさわしくない呼び方等、利用者の人格を傷つける接し方をしてはならない。
- ・入浴・排泄介助については、緊急やむをえない場合を除き、異性による介助をしてはならない。

(5) 強要

- ・利用者が望まないこと、嫌がることを強要してはならない。
- ・利用者の作業に対して、過大なノルマを課してはならない。
- ・利用者に対して、職員がすべきことの代行をさせてはならない。

(6) 制限

- ・利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の言動を制限してはならない。
- ・むやみに、交換条件を提示して、物事の達成を図ってはならない。
- ・通信・日用品購入・帰省等の制限をしてはならない。
- ・病気等による食事・運動制限の必要な場合も、十分な説明と理解のもとで行わなければならない。

- 附則1 この規範は平成15年10月24日に策定され、その翌日から施行する。
- 2 この規範は、諸般の状況等に変化が生じたときは、その実情に応じて改定する。